

『令和8年度 工事成績優秀企業』の認定について

【認定基準】

中部地方整備局発注の土木工事（11工種）について、過去2カ年（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）に完成した工事の受注実績を3件以上有する企業の土木工事の工事成績評定の平均点を算出し順位づけを行い公表します。

上記で算出した各企業の平均点が一定以上（80点）の点数となる企業について、「工事成績優秀企業」として中部地方整備局長が認定するものです。

【認定特典】

（1）認定ロゴマークの使用

①シール等への使用

工事成績優秀企業は、工事成績優秀企業認定ロゴマークを「シール（ヘルメット用）」「ピンバッジ」に使用することができます。（図－1）

ただし、「工事成績優秀企業認定シール（ヘルメット用）」については、中部地方整備局管内で行う直轄土木工事のみに使用できるものとします。

②認定ロゴマークの印刷など

工事成績優秀企業は、工事成績優秀企業認定ロゴマークを「主任（監理）技術者の名札」、「企業の名刺」等に使用（印刷）することができるとともに、「建設現場への標示」に掲示することができます。（図－2）

ただし、「主任（監理）技術者の名札」「建設現場への標示」については、中部地方整備局管内で行う直轄土木工事のみに使用できるものとします。

注1）認定ロゴマーク下に「工事成績優秀企業 中部地方整備局」と記載すること。

注2）認定ロゴマークは、掲示物に合わせサイズ変更可能。

（2）入札契約制度における取扱い

工事成績優秀企業は、当該年度の8月1日から翌々年度の7月31日までの2年間、中部地方整備局及び管内事務所が発注する土木工事（営繕、港湾空港工事は除く）における総合評価落札方式の資格審査の評価項目として加点されます。

（3）中間技術検査の減免

認定有効期限内に受注した中部地方整備局及び事務所が発注する土木工事（営繕、港湾空港工事は除く）について、中間技術検査を減免する事ができます。

注1) 工事成績優秀企業の認定有効期限は当該年度8月1日から翌年7月31日までの1年間。

また、(1)①、②の適用期間は、有効期限内に工事発注の契約を行った工事について、完成時までの期間において措置を適用できるものとします。

ただし、「ピンバッチ」や認定ロゴマークを印刷した「企業の名刺」については、有効期限内においてその使用を認めるものとします。

注2) (2)については、ガイドラインの改訂等により、変更となる場合があります。

注3) (1)(2)(3)について適用期間内又は翌年度の認定有効期間内に、以下①～③に該当した場合は、それ以降、工事成績優秀企業としての資格が失効します。

① 中部地方整備局発注工事の工事成績評定で65点未満となった場合

② 中部地方整備局発注工事において、工事事故や現場説明書の指導事項への抵触等により文書注意もしくは指名停止の措置を受けた場合

③ その他、法令遵守違反、民事再生法の申請、その他不適切な行為により無効とするべきと判断した場合

※ ①～③については、工事成績優秀企業を構成員とする共同企業体に対しても適用されます。



図－1 シール等での使用デザイン

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印

注意1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2) 所属会社の写真とする。

図－2 (例) 監理(主任)技術者の名札

注1) 認定ロゴマーク下に

「工事成績優秀企業 中部地方整備局」と記載すること。

注2) 認定ロゴマークは、掲示物に合わせサイズ変更可能。